

泉佐野市地域公共交通協議会の設置目的

目 次

1 地域公共交通計画について	1
2 泉佐野市地域公共交通協議会について	2
3 今後のスケジュール	4

1 | 地域公共交通計画について

- 本市の暮らしと産業を支え、住みよい生活を営む上で公共交通は欠かせない存在です。一方、人口減少や高齢化による公共交通を確保するための公的負担の増加等により、公共交通の維持が年々厳しさを増しています。
- そのような状況を踏まえ、本市にとって“**望ましい地域公共交通の姿**”を明らかにする**マスタープラン**となる「泉佐野市地域公共交通計画」を策定することとし、そのための協議を行う場として、**地域公共交通協議会**を設置することとしました。
- 地域公共交通計画は、**地域の多様な輸送資源を最大限活用する計画**です。

ポイント1

まちづくり・観光振興等の地域戦略との一体性の確保

- 市のまちづくり施策との一体的推進
- 観光客の移動手段の確保等、観光振興施策との連携

ポイント2

地域全体を見渡した地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保

- 公共交通をネットワークとして捉え、幹線・支線の役割分担の明確化
- ダイヤや運賃等のサービス面の改善による利用者の利便性向上

ポイント3

地域特性に応じた多様な交通サービスの組合せ

- 従来の公共交通サービスに加え、地域の多様な輸送資源を最大限活用
- MaaSの導入等、新たな技術を活用した利用者の利便性向上

ポイント4

住民の協力を含む関係者の連携

- 法定協議会を設置し、住民や交通事業者等の地域の関係者と協議
⇒地域の移動ニーズに合わせて、地域が自らデザインする交通へ

ポイント5

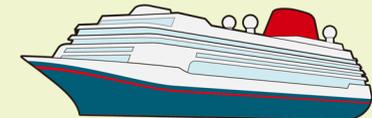
利用者数、収支、行政負担額などの定量的な目標の設定と毎年度の評価・分析等の努力義務化

- ⇒データに基づくPDCAの強化

地域旅客運送サービス



鉄軌道



旅客船



路線バス



コミュニティバス



タクシー



デマンド交通

従来の公共交通サービス



地域の多様な輸送資源



病院や商業施設の
送迎サービス



スクールバス



自家用有償旅客運送

その他、福祉輸送など・・・

2 | 泉佐野市地域公共交通協議会について

- 地域公共交通に関する協議の場には、**地域公共交通活性化再生法に基づく法定協議会**と、**道路運送法に基づく地域公共交通会議**の2つがあります。
- 泉佐野市地域公共交通協議会は、両者の機能を併せ持つ二法協議会となっています。

	法定協議会	地域公共交通会議
根拠法規	地域公共交通活性化再生法	道路運送法
協議対象	バス・タクシー・鉄道・旅客船など全ての交通モード	乗合バス
事業実施	行える	行えない
参加応諾義務	あり(主宰者からの参加要請を拒めない)	なし
構成員	市町村、県、運輸局、交通事業者、住民・利用者代表、道路管理者、交通管理者、主宰者が必要と判断する者	市町村、県、運輸局、交通事業者、交通事業者の運転者組織、住民・利用者代表、道路管理者、交通管理者、主宰者が必要と判断する者
内容	<ul style="list-style-type: none"> 主宰する自治体の地域公共交通計画を策定することができる。 乗合バス等の運行費補助は、活性化再生法の計画制度と連動化し、原則として法定協議会(幹線バスについては乗合バス事業者又は法定協議会)に対して補助を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域全体をみすえ、今後の地域公共交通のあり方を考える。 コミュニティバス等の地域公共交通について利用者にとって使いやすいものとなっているかを関係者で確認。 地域公共交通の利用者を増やすための工夫とその実施。
備考	<ul style="list-style-type: none"> 法定協議会で決定されると、その決定に反する行動はとれなくなる。 	<ul style="list-style-type: none"> 「協議を調える」ことで運行事業者が道路運送法やその関係法令の特例を受けることができる。

2 | 泉佐野市地域公共交通協議会について

- 本協議会では、「**泉佐野市地域公共交通計画**」の策定及び実施に関し、**必要な協議**を行います。
- 計画策定後には、設定した数値目標に対して、モニタリング・評価等が必要になり、結果が芳しくない場合には、方向性の再検討を協議会で議論します。
- 地域内には様々な公共交通モードが存在する中、それぞれの交通の役割分担を踏まえて議論することが重要です。

構成員	主な役割
市町村	<ul style="list-style-type: none">• 市町村としての方針を提示• 地域活性化やまちづくり等の立場からの発言
都道府県	<ul style="list-style-type: none">• 市町村の境界を越えた広域的な視点での助言
地域住民・利用者	<ul style="list-style-type: none">• 日頃から感じている利用する上での課題、困ったことを伝える• 地域の視点から、公共交通に関する課題や必要な取組を提案
交通事業者	<ul style="list-style-type: none">• 公共交通運行の当事者としての助言• ノウハウを活かした企画立案
運転者団体	<ul style="list-style-type: none">• 労働条件及び労働環境の観点での助言• 運行の実情を伝える
道路管理者	<ul style="list-style-type: none">• 道路管理上の観点から助言
公安委員会・警察	<ul style="list-style-type: none">• 交通保安上の観点から助言
学識経験者	<ul style="list-style-type: none">• 交通やそれに関連する分野の有識者としてアドバイス
運輸局・支局	<ul style="list-style-type: none">• 地域の公共交通のあり方について助言

3 | 今後のスケジュール

■地域公共交通計画策定までのスケジュール(案)

今回

第1回 泉佐野市地域公共交通協議会 | R6.1.25 開催

- ◆ 委員紹介
- ◆ 協議会規約等の承認
- ◆ 会長・副会長・監査の選出
- ◆ 協議会設置の主旨
- ◆ 地域公共交通計画とは
- ◆ 泉佐野市の現状・課題

第2回 泉佐野市地域公共交通協議会 | R6.4月下旬 開催予定

- ◆ 調査結果報告
- ◆ 基本方針・目標について

第●回 泉佐野市地域公共交通協議会 | R7.1月下旬 開催予定

- ◆ 評価指標について
- ◆ 施策体系について
- ◆ 泉佐野市地域公共交通計画(骨子)について
- ◆ パブリックコメントの実施方針について

第●回 泉佐野市地域公共交通協議会 | R7.3月下旬 開催予定

- ◆ 泉佐野市地域公共交通計画(案)について
- ◆ 今後のスケジュールについて

泉佐野市地域公共交通計画 策定

事業者ヒアリング

バス利用実態調査

泉佐野市地域公共交通計画(骨子)の作成

泉佐野市地域公共交通協議会
(2回程度開催予定)

- ◆ 中間報告

パブリックコメントの実施

泉佐野市地域公共交通計画(案)の作成